

再生可能エネルギー等導入推進基金事業 実施要領

第1 趣旨

本事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を、地方公共団体に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、環境先進地域（エコタウン）の構築に資するため、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施することを目的とする。

また、基金事業により生じた売電収入を管理するため基金内に別勘定を設け、又は新たに基金（以下「管理基金」という。）を造成し、この管理基金を活用し、環境先進地域（エコタウン）の維持及び構築に資するため、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの運用等を継続的に行う事業（以下「管理基金事業」という。）を実施する事を目的とする。

第2 運用主体

1. 基金の運用主体は、次のとおりとする。

青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県を除く、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）

2. 管理基金の運用主体は、次のとおりとする。

都道府県等並びに第2の1に定める運用主体となる都道府県等から交付された補助金を元に事業を実施する市町村（指定都市を除く）、一部事務組合及び広域連合（以下「管理基金実施市町村等」という。）とする。

第3 基金事業等の内容

1. 基金事業は、補助金により第2の1に定める運用主体となる都道府県等において造成された基金を活用して地方公共団体が行う次の事業とし、対象事業の範囲については、別表第1のとおりとする。

再生可能エネルギー等導入推進事業

再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、環境先進地域（エコタウン）を構築することに資する事業であって、以下の各号に該当する事業

- ① 地域資源活用詳細調査事業
- ② 公共施設再生可能エネルギー等導入事業
- ③ 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業
- ④ 風力・地熱発電事業等導入支援事業
- ⑤ その他環境大臣が必要と認める事業

2. 管理基金事業は、都道府県等及び管理基金実施市町村等において造成された管理

基金を活用して都道府県等及び管理基金実施市町村等が行う次の事業とする。事業は、基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備等に対して優先して行うものとする。

- ①基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備等に対する維持管理、更新に係る事業
- ②基金事業以外を活用し、導入した再生可能エネルギー発電設備等に対する維持管理、更新に係る事業
- ③その他、環境省総合環境政策局長が管理基金事業として定めた事業

第4 基金事業に要する経費

基金事業に要する経費は、別表第2により算出した額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、基金事業の精算時において生じた1,000円未満の端数はこの限りでない。）とし、対象経費の内容については別表第3及び別表第4のとおりとする。

第5 基金等の運営

1. 基金等の造成

(1) 基金は、平成24年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金）交付要綱（平成24年5月22日付け環政計発第120522001号。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。その交付の申請は、交付要綱で定める交付申請書に関係書類を添えて、平成24年10月31日までに環境大臣に提出して行うものとする。ただし、基金の造成にあたり、議会の議決を必要とする場合で、本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、別途環境大臣が認める日までとする。

(2) 管理基金は、基金事業から売電による収入が発生するまでに造成するものとする。ただし、管理基金の造成にあたり、議会の議決を必要とする場合で本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、別途環境大臣が認める日までとする。

2. 基金等の運用方法

基金及び管理基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3. 基金等の果実

(1) 基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れ、基金事業に要する経費に充てることができる。

(2) 管理基金の運用によって生じた果実は、管理基金に繰り入れ、管理基金事業に要する経費に充てることができる。

4. 基金等の取崩し等の制限

(1) 基金（基金の運用によって生じた果実を含む。）は、第3の1に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。

(2) 管理基金（管理基金の運用によって生じた果実を含む）は、第3の2に掲げる管理基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。

5. 基金の残額の取扱い

都道府県等は、計画されている基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期限を経過したときに、基金に残額がある場合は国費相当額（基金の運用によって生じた果実を含む。）を国庫に返還しなければならない。

6. 基金事業等の事業計画等

再生可能エネルギー等導入推進事業

- ①第2に定める都道府県等は、補助金の交付申請時に再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（全体計画書）（様式第1号）を作成し、環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。
- ②都道府県等は、各年度の開始前に再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（各年度計画書）（様式第2号）を作成し、総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。ただし、平成24年度にあつては、基金事業の実施にあたり、議会の議決を必要とする場合で、本文の期限により難しい場合にあつては、議会の議決後速やかに提出するものとする。
- ③都道府県等は、各年度計画書を変更しようとする場合には、あらかじめ再生可能エネルギー等導入推進基金事業変更計画書（様式第3号）を作成し、総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。ただし、基金事業の個別事業相互間における事業費の2割以内の流用である場合には、この限りでない。
- ④都道府県等は、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業について再生可能エネルギー等導入推進基金事業状況報告書（各年度報告書）（様式第4号）を作成し、当該年度末の翌々月20日までに総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。
- ⑤都道府県等は、年度末に、当該年度に実施した管理基金事業等について管理基金事業状況報告書（各年度報告書）（様式第5号）を作成し、管理基金実施市町村等から都道府県等に対して報告を受けた管理基金事業状況報告を併せて、当該年度末の翌々月20日までに総合環境政策局長に提出するものとする。また、都道府県等並びに管理基金実施市町村等は、その内容を公表するものとする。

7. 基金事業の実施期限

基金事業の実施期限は、平成 28 年度末とする。ただし、実施期限まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、当該実施期限の翌年度 5 月末までとする。

8. 基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県等は、第 5 の 7 の規定にかかわらず、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ再生可能エネルギー等導入推進基金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を作成し総合環境政策局長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2) 総合環境政策局長は、(1) を承認する場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

9. 基金事業等の事故の報告

(1) 都道府県等は、基金事業の遂行が困難になった場合のほか、その他事故のあった場合においては、総合環境政策局長に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 都道府県等及び管理基金実施市町村等は、管理基金事業の遂行が困難になった場合の他、その他事故のあった場合においては、総合環境政策局長に速やかに報告しなければならない。

10. 基金事業等の終了等

(1) 環境大臣は、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命じることができるものとする。

① 都道府県等が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県等が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県等が、基金事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

④ その他基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 環境大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(3) (2) の期限内に基金に充当がなされない場合には、環境大臣は未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(4) 基金の解散後において、事業実施者等から返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(5) 環境大臣は、次に掲げる場合には、管理基金事業について変更を命じることができるものとする。

① 都道府県等及び管理基金実施市町村等が、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県等及び管理基金実施市町村等が、管理基金を管理基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県等及び管理基金実施市町村等が、管理基金事業に関して不正、怠慢、その他の不適當な行為をした場合

11. 基金事業等の経理等

(1) 都道府県等は、基金事業及び管理基金事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

(2) 都道府県等は、(1)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業及び管理基金事業の完了した日（第5の8による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第5の10による基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、総合環境政策局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(3) 管理基金実施市町村等は、管理基金事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

(4) 管理基金実施市町村等は、(3)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに管理基金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、総合環境政策局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

12. 基金事業等の検査等

(1) 環境大臣は、基金事業及び管理基金事業の適正を期するために必要があるときは、都道府県等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 環境大臣は、管理基金事業の適正を期するために必要があるときは、管理基金実施市町村等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(3) 環境大臣は、(1)の調査により、基金事業において適化法、適化法施行令、交付要綱若しくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものと

し、(1)又は(2)の調査により管理基金事業において、交付要綱もしくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等及び管理基金実施市町村等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第6 基金事業の実施の方法

1. 契約等

地方公共団体における基金事業の実施に係る契約の際には、各都道府県等の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各都道府県等の財務規則等に基づき、契約するものとする。

2. 補助事業

都道府県等は、基金事業の実施に係る補助の際には、交付申請その他の手続き等の補助要綱等を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。なお、地方公共団体が第3に規定する基金事業を実施する場合において、基金を財源として市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に補助金（補助率10/10を上限）を交付することができる。

第7 事業の上積み

(1) 都道府県等は、第3の1に定める基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

(2) 都道府県等及び管理基金実施市町村等は、第3の2に定める管理基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第8 事業効果の把握

都道府県等（第6の規定により市町村補助事業を実施する場合には市町村。以下同じ）は、事業の実施による以下に定める事業効果のほか関連する効果を把握するものとする。

- ①導入した再生可能エネルギー等による発電量等
- ②防災拠点における再生可能エネルギーの普及率

第9 基金事業の実績報告

(1) 都道府県等は、基金事業が全て終了したとき又は第5の7で定める基金事業の実施期限を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間の末日）から1か月以内に再生可能エネルギー等導入推進基金事業実績報告書（様式第7号）を作成し、総合環境政策局長に提出しなければならないものとする。

- (2) 環境大臣は、(1)の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。
- (3) 環境大臣は、(2)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第10 財産の管理等

- (1) 都道府県等は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 環境大臣は、都道府県等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

第11 財産の処分の制限

- (1) 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。
- (2) 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (3) 都道府県等は、(2)の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を環境大臣に提出し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
- (4) 第10の(2)の規定は、(3)の承認をする場合において準用する。
- (5) (4)に基づく納付については、交付要綱第14条第3項の規定を準用する。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、基金事業及び管理基金事業に関し必要な事項は、総合環境政策局環境計画課長が定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成 24 年 9 月 18 日から施行する。

別表第1

事業項目	事業名	事業実施主体	事業内容
再生可能エネルギー等導入推進事業	地域資源活用詳細調査事業	都道府県又は指定都市	災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、環境先進地域（エコタウン）の構築に資するため、地域の防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入するために必要な事業の調査、調整等を実施する事業
	公共施設再生可能エネルギー等導入事業	地方公共団体	地方公共団体が所有する公共施設等であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業
	民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	民間事業者	都道府県等が補助又は利子補給（地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となり得る施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業
	風力・地熱発電事業等導入支援事業	民間事業者	都道府県等が補助又は利子補給（地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、風力発電設備や地熱発電設備等を導入し、発電を行う事業

別表第2

事業項目	事業名	事業実施主体	事業に要する経費
再生可能エネルギー等導入推進事業	地域資源活用 詳細調査事業	都道府県又は指定都市	当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額の定額
	公共施設再生 可能エネルギー等導入事業	地方公共団体	当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額の定額
	民間施設再生 可能エネルギー等導入推進 事業	民間事業者（再生可能エネルギー等発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られた電気を専ら自らの施設等において消費する場合）	当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする額 ただし、特定被災地方公共団体の市町村内で実施する事業は、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とする額
		民間事業者（上記以外の場合）	当該事業に要する総事業費のうち金融機関からの融資に係る借入残高について、当該借入残高に年利3%の利子助成率を乗じた利息相当額（ただし、約定償還により計算した償還利息額を限度とする。）
風力・地熱発電 事業等導入支 援事業	民間事業者（風力発電設備や地熱発電設備等を導入し得られた電気を専ら電力会社へ売電する場合）	当該事業に要する総事業費のうち金融機関からの融資に係る借入残高について、当該借入残高に年利3%の利子助成率を乗じた利息相当額（ただし、約定償還により計算した償還利息額を限度とする。）	

		民間事業者（地熱発電設備の導入にあたり必要な地質調査等を実施する場合）	当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とする額
--	--	-------------------------------------	--

別表第3

事業区分	対象経費
地域資源活用詳細調査事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
風力・地熱発電事業等導入支援事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第4

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））

		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合に

事務費	事務費	<p>においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表第5のとおりとする。事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 954 1417 1294"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額 に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に 対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000 万円以下の金額 に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に 対して	4.5%
号	区分	率												
1	5,000 万円以下の金額 に対して	6.5%												
2	5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に 対して	4.5%												

別表第5

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいう。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいう。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいう。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
			消耗品費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な各種事務用品類（備品購入費に係るものを除く）の購入のために必要な経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な器具機械借料及び損料、会場使用料並びに物品等使用料及び損料をいう。
備品購入 費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいう。		

様式第1号（第5の6（1）①関係）

平成 年 月 日
番号

環境省総合環境政策局長 あて

都道府県・指定都市の名称及びその長の氏名 印

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書
（全体計画書）の提出について

標記について、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（全体計画書）

(基金の運用計画)

(単位：千円)

事業区分	基金の保有区分	基金保管額	運用益繰入予定額					
			H24	H25	H26	H27	H28	合計
再生可能エネルギー等 導入推進事業								
合計								

※本表は基金の保有区分ごとに記載すること

※基金の保有区分は実施要領第5の2で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること

※運用益繰入予定額は保有区分ごとの利率を参考に見込み額を記載すること

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

(事業計画書作成担当者)

道県等の名称			
所在地			
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	TEL	FAX	メールアドレス

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
再生可能エネルギー等導入推進事業						
地域資源活用詳細調査事業						
公共施設再生可能エネルギー等導入事業						
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業						
風力・地熱発電事業等導入支援事業						
合計						

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称			
計画の期間	平成24年度～平成28年度	事業実施主体	〇〇県、管下市町村、民間事業者

各自治体における復旧・復興等に係る計画への位置づけ、その名称等

※基金事業の事業計画に関連する各種計画等との関係や位置付けを記載して下さい。特に、各自治体における復旧・復興に係る計画、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画については必ず記載して下さい。
 ※特に、平成23年度第3次補正予算で措置されている本基金は、被災地の復旧・復興計画で目指す取組を後押しするためのものであり、被災地以外において復旧・復興に係る計画を策定しない場合であっても、どのように復旧・復興を後押しするのかを記載して下さい。
 ※それぞれの計画については該当する箇所を引用して記載して下さい。
 ※地方公共団体実行計画に関して、策定されていない場合には策定見込み時期や検討状況を記載して下さい。
 ※本計画書は、5ページ程度でまとめるようにして下さい。

計画の概要

※計画の概要には、各種計画への位置付けを意識しつつ、本基金を活用して実施する計画について記載して下さい。その際、以下の項目については、必ず盛り込むこととして下さい。
 ① 全般的事項・成果指標に係る現状分析、現状分析を踏まえた課題 等
 ② 成果目標、成果指標・詳細は別項目で記載を求めたので概略を記載する。
 ③ 基金事業計画・基金事業の目的・概要、事業執行の方針、市町村との調整状況、市町村を含めた資金の配分計画、事業の選定方法 等
 ④ 実施体制・基金事業の執行体制、監理体制(執行体制図を付記する)
 ※この事業計画書は、環境省及び各自治体において、公表を前提として作成をしていただくものであり、各自治体における復旧・復興計画を実行に移すための具体的な施策のひとつとなるものであることから記載内容は、行政担当者のみならず県民・市民にもわかりやすくなるよう記載して下さい。
 ※実施体制は、基金の執行にあたっての執行体制図を記載して下さい(担当者の個人名を記載していただく必要はありませんが、何人体制で本基金の実施にあたるのかがわかるように記載して下さい)。

計画の成果目標

(成果目標)
 ※成果指標は、実施要領第8で定める指標のほかに、各自治体が現状分析や課題を踏まえて、地域の実情を踏まえて、本基金を活用して実施した事業評価ができるような指標を複数設定する。特に、被災地以外の自治体では、東北地方の復興をどのように後押ししたのかがわかるような目標設定をご検討いただきたい。
 ※成果目標は、設定した成果指標を踏まえて、本基金の実施期限までに達成する目標値を設定する。当該目標値は、基金を造成するための補助金を交付する前提となるものであり、厳に達成をしていただく必要があることから、事業規模に見合った目標値を設定して下さい。

項目	H24	H25	H26	H27	H28
....					
....					
...					

備考:

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

(基金事業の内容)

(単位:千円)

(1)地域資源活用詳細調査事業									
事業番号	事業内容	事業費の算出根拠	事業実施時期					合計金額	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		

※適宜、行を追加する。

様式第2号（第5の6（1）②関係）

平成 年 月 日
番号

環境省総合環境政策局長 あて

都道府県・指定都市の名称及びその長の氏名 印

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金
事業計画書（各年度計画書）の提出について

標記について、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（各年度計画書）

(平成 年度基金の運用計画)

(単位:千円)

事業区分	基金の保有区分	平成 年度 当初保管額	運用益繰入額	平成 年度 支出予定額	平成 年度 年度末保管額
再生可能エネルギー等導入 推進事業					
合計					

※本表は基金の保有区分ごとに記載すること

※基金の保有区分は実施要領第5の2で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること

※運用益繰入予定額は保有区分ごとの利率を参考に見込み額を記載すること

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(各年度計画書)

(事業計画書作成担当者)

道県等の名称			
所在地			
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	TEL	FAX	メールアドレス

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

再生可能エネルギー等導入推進事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計	執行率
地域資源活用詳細調査事業							
公共施設再生可能エネルギー等導入事業							
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業							
風力・地熱発電事業等導入支援事業							
合計							

※事業計画書を提出する年度以外の年度は、執行済額又は執行見込額を記載する。

※執行率は、基金総額に対する執行済額の割合を記載する。

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(各年度計画書)

(事業計画の概要)

計画の名称			
事業の実施期間	平成24年度	交付対象	
平成 年度計画概要	<p>※全体計画書で記載した内容のうち、当該年度に実施する部分について記載して下さい。特に、2年目以降は、全体計画のうち、どの程度の進捗状況なのかがわかるように記載して下さい。 ※各年度計画書で盛り込む内容は、全体計画書で盛り込むべき項目を参照し、当該年度で実施すべき内容がわかるように記載して下さい。</p>		

平成 年度成果目標及び達成状況

※成果指標や成果目標等の記載内容は、基本的には全体計画書で記載した内容を転記していただくことになるが、当該年度に係る成果目標の達成状況がわかるように記載して下さい。

項目	H24	H25	H26	H27	H28
...					
...					
...					

備考:

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(各年度計画書)

(単位:千円)

(2) 公共施設再生可能エネルギー等導入事業									合計額					
事業番号	事業名	総事業費	基金充当額					実施主体	施設区分	事業内容	事業効果			特定被災 地方公共 団体
			合計	H24	H25	H26	H27				H28	
合計														

※適宜行を追加する

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(各年度計画書)

(単位:千円)

(3)民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業									合計額					
事業番号	事業名	総事業費	基金充当額					実施主体	施設区分	事業内容	事業効果			特定被災 地方公共 団体
			合計	H24	H25	H26	H27				H28	
合計														

※適宜行を追加する

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(各年度計画書)

(単位:千円)

(4) 風力・地熱発電事業等導入支援事業									合計額						
事業番号	事業名	総事業費	基金充当額					実施主体	施設区分	事業内容	事業効果			特定被災 地方公共 団体	
			合計	H24	H25	H26	H27				H28
合計															

※適宜行を追加する

様式第3号（第5の6（1）③関係）

平成 年 月 日
番号

環境省総合環境政策局長 あて

都道府県・指定都市の名称及びその長の氏名 印

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金
事業変更計画書の提出について

標記について、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業変更計画書

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業 変更計画書

(事業計画書作成担当者)

道県等の名称			
所在地			
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	TEL	FAX	メールアドレス

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

再生可能エネルギー等導入推進事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計	執行率
地域資源活用詳細調査事業							
公共施設再生可能エネルギー等導入事業							
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業							
風力・地熱発電事業等導入支援事業							
合計							

※事業計画書を提出する年度以外の年度は、執行済額又は執行見込額を記載する。

※執行率は、基金総額に対する執行済額の割合を記載する。

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業 変更計画書

(事業計画の概要)

計画の名称			
事業の実施期間		変更を要する事業	事業番号を記載する
平成 年度事業実施の概要			
<p>※以下について記載して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更計画の内容 ・変更の理由、変更に至った経緯 ・複数事業がある場合には事業ごとに記載を要するが、変更に至った経緯が同一の事由である場合にはまとめて記載してもよい ・成果目標の変更がある場合には、当初目標の設定の妥当性等を含めて、要因を詳細に分析する。 ・特に、成果目標を下方修正する場合には、その変更がやむを得ないものなのか、変更することが妥当なのか等について、要因を詳細に分析する。 			

平成 年度成果目標

※成果指標や成果目標の変更がない場合には、記載は不要。

項目	H24	H25	H26	H27	H28
...					
...					
...					

備考:

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業 変更計画書

(単位:千円)

事業番号	事業名	総事業費	基金充当額					実施主体	施設区分	事業内容	事業効果			特定被災 地方公共 団体
			合計	H24	H25	H26	H27				H28	
合計														

- ※変更対象とならない事業についても記載し、変更対象となる事業が分かるよう太字等で強調すること。
- ※本表は、変更後内容を記載する。(当初計画からの変更内容については、前ページにわかるように記載する)
- ※変更手続きの対象とならない事業費の2割以内の軽微な変更があった場合にも太字等で強調すること。

様式第4号（第5の6（1）④関係）

平成 年 月 日
番号

環境省総合環境政策局長 あて

都道府県・指定都市の名称及びその長の氏名 印

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金
事業状況報告書（各年度報告書）の提出について

標記について、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業状況報告書（各年度報告書）

(平成 年度基金運用実績)

(単位:千円)

事業区分	基金の保有区分	平成 年度 当初保管額	運用益繰入額	平成 年度 支出済額	平成 年度 年度末保管額
再生可能エネルギー等導入 推進事業					
合計					

※本表は基金の保有区分ごとに記載すること

※基金の保有区分は実施要領第5の2で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。

※運用益繰入額は、当該年度に基金の運用によって生じた果実の金額を記載すること

※支出済額は、当該年度内に支出負担行為を行い、出納整理期間に支出をしたものを含む。ただし、当該年度に債務負担行為のみをおこなったものについては含まない

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業状況報告書(各年度報告書)

(事業計画書作成担当者)

道県等の名称			
所在地			
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	TEL	FAX	メールアドレス

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

再生可能エネルギー等導入推進事業	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計	執行率
地域資源活用詳細調査事業							
公共施設再生可能エネルギー等導入事業							
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業							
風力・地熱発電事業等導入支援事業							
合計							

※事業実施状況報告書を提出する年度以外の年度は、執行済額又は執行見込額を記載する。

※執行率は、基金総額に対する執行済額の割合を記載する。

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業状況報告書(各年度報告書)

(事業計画の概要)

計画の名称			
事業の実施期間		交付対象	
平成 年度事業実施の概要	<p>※全体計画書で記載した内容のうち、当該年度に実施した部分について実績を記載して下さい。特に、2年目以降は、全体計画のうち、どの程度の進捗状況なのかがわかるように記載して下さい。 ※各年度計画書で盛り込む内容は、全体計画書で盛り込むべき項目を参照し、当該年度で実施した内容がわかるように記載して下さい。 ※特に、管下市町村の事業については、必ず、事業の実施状況を確認した上で記載すること。</p>		

平成 年度成果目標及び達成状況

※成果指標や成果目標等の記載内容は、基本的には全体計画書で記載した内容を転記していただくことになるが、当該年度に係る成果目標の達成状況がわかるように記載して下さい。

項目	H24	H25	H26	H27	H28
...					
...					
...					

備考:

様式第5号（第5の6（1）⑤関係）

平成 年 月 日
番号

環境省総合環境政策局長 あて

都道府県等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度管理基金事業状況報告書（各年度報告書）の提出について

標記について、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る売電収入管理基金事業状況報告書

再生可能エネルギー等導入推進基金事業に係る売電収入管理基金事業状況報告書

平成	年度
----	----

管理基金事業状況報告書作成担当者

自治体名			
所在地			
管理基金事業 状況報告書 報告責任者	所属	役職	氏名
	電話番号	FAX	メールアドレス

管理基金状況

前年度以前の累積額(単位:円)	0
該当年度収入(単位:円)	0
該当年度支出(単位:円)	0
来年度繰越額(単位:円)	0

収入

状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
売電量 <small>(単位(小数点第1位):kW)</small>															0
売電額 <small>(単位:円)</small>															0
運用益 <small>(単位:円)</small>															0
														収入額合計	0

支出

対象機器	GND基金 での 導入年・月	GND基金 での 事業番号	維持管理/更新	支出額(単位:円)			備考
				合計	うち		
					管理基金からの支出額	単独事業費からの支出額	
				0			
				0			
				0			
				0			
				0			
				0			
				0			
合計				0	0	0	

平成 年 月 日
番号

環境省総合環境政策局長 あて

都道府県等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度再生可能エネルギー等導入推進基金
事業中止（廃止）承認申請書の提出について

標記について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1. 基金事業の事業番号及び名称
2. 中止（廃止）の理由
※具体的に記載する。
3. 中止（廃止）後の措置

様式第7号（第9関係）

平成 年 月 日
番号

環境省総合環境政策局長 あて

都道府県等の名称及びその長の氏名 印

再生可能エネルギー等導入推進基金
事業実績報告書の提出について

標記について、再生可能エネルギー等導入推進基金事業実施要領の規定により関係書類を添えて提出します。

記

再生可能エネルギー等導入推進基金事業実績報告書

(基金の運用実績)

(単位:千円)

事業区分	基金の保有区分	支出済額	運用益繰入額					
			H24	H25	H26	H27	H28	合計
再生可能エネルギー等 導入推進事業								
合計								

※本表は基金の保有区分ごとに記載すること

※基金の保有区分は実施要領第5の2で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること

※運用益繰入額は保有区分ごとに実績額を記載すること

再生可能エネルギー等導入推進基金事業実績報告書

(事業計画書作成担当者)

道県等の名称			
所在地			
事業計画作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	TEL	FAX	メールアドレス

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
再生可能エネルギー等導入推進事業						
地域資源活用詳細調査事業						
公共施設再生可能エネルギー等導入事業						
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業						
風力・地熱発電事業等導入支援事業						
合計						

再生可能エネルギー等導入推進基金事業実績報告書

(事業計画の概要)

計画の名称																													
計画の期間		変更を要する事業																											
各自治体における復旧・復興等に係る計画への位置づけ、その名称等																													
計画の概要																													
計画の成果目標																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 10%;">H24</th> <th style="width: 10%;">H25</th> <th style="width: 10%;">H26</th> <th style="width: 10%;">H27</th> <th style="width: 10%;">H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>....</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>....</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					項目	H24	H25	H26	H27	H28					
項目	H24	H25	H26	H27	H28																								
....																													
....																													
...																													
	備考:																												

再生可能エネルギー等導入推進基金事業実績報告書

(基金事業の内容)

(単位:千円)

(1) 地域資源活用詳細調査事業

事業番号	事業内容	事業費の算出根拠	事業実施時期					合計金額	備考
			H24	H25	H26	H27	H28		

※適宜、行を追加する。

